

## 自己評価報告書

平成 23 年 4 月 18 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008 ～ 2011

課題番号：20580236

研究課題名 (和文) 中国農村における制度システムの人治から法治への移行—法と経済学の視点から—

研究課題名 (英文) Transition from human governance to law governance in institutions of rural China: from the viewpoints of economics and law

研究代表者

浅見 淳之 (ASAMI ATSUYUKI)

京都大学・農学研究科・准教授

研究者番号：60184157

研究分野：農業経済学

科研費の分科・細目：農業経済学

キーワード：法治 人治 農地流動化 合作社

## 1. 研究計画の概要

(1) 市場原理がもたらされたことで中国農村は豊かになったと言われるが、依然として農村ではフォーマルな法治ではなくインフォーマルな人治が制度として機能している。21 世紀の中国農村がチャイナ・リスクとまらないためには、完備された法治への移行が必要であるが、その実態を踏まえうえて、効率的な農村制度をデザインする。

(2) 関連法規の運用に関する現地調査を行う。特に契約法、農村土地承包法、合作社法に関連して、法のもとで農地市場がいかに進展しているか、合作社としての農地流動化がいかに進展しているか、合作社による農産物販売がいかに進展しているか、を臨地調査によって明らかにする。

(3) 対面調査によって農家の法と経済に関する意向を聞き出し、マイクロデータ分析として数量分析を行い、実態調査と計量分析によって制度デザインを考案する。

## 2. 研究の進捗状況

(1) 2009 年には、湖南省農村において予備調査を行った。2010 年には湖南省農村において農家の対面調査を行い、120 戸に関する法と経済に関連したマイクロデータを取得した。2011 年には、山東省、湖南省において合作社による農地流動化と合作社による販売の実態調査を行った。2012 年には湖南省、山東省にて補足調査を行う。

(2) マイクロデータをもとに主にロジット分析により農家の意向を分析している。法意識は強まりつつも、依然として人治による土地

市場の運営がなされていることが確認された。

(3) 中国農村部では、合作社法が制定されてから合作社が乱立されてしまい、その形態は混乱している。実態調査において、人的関係を紐帯に結合した、中国独自の協同組合と法人経営のハイブリッド型組織が形成されつつあることが明らかになった。

## 3. 現在までの達成度

おおむね順調に進展している

進捗状況で説明したように、当初計画していた農家のマイクロデータの作成、実態調査が湖南省、山東省で行われ、多くの新知見を獲得することができている。

## 4. 今後の研究の推進方策

おおむね計画通りに進展しているので、計画に変更はない。2012 年度には、これまでの調査、分析で依然として不明な点を補足するために、さらに湖南省、山東省で農村調査を行い、新制度経済学に基づいた農村制度をデザインしていくことに努め、これを学会ならびに雑誌論文にて発表する。

## 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- ① Asami, A., "Social Embeddedness in Economic Transactions through Informal Institutions in Rural China," *The Japanese Journal of Agricultural Economics*, Vol.3., 2011,

pp15-31. (査読あり)

- ② 浅見淳之「中国の農業構造問題と農地制度のゆくえ」『農業と経済』6月号、68～72頁、2009年。(査読あり)
- ③ 浅見淳之「中国農村のインフォーマルな社会制度に埋め込まれた経済取引」『農業経済研究』第80巻第4号、174～184頁、2009年。(査読あり)

〔その他〕

その業績が認められ、雑誌論文③に対し、2010年度日本農業経済学会学会誌賞を授与されている。